

## 都市建設委員会委員長報告書

令和3年12月15日

都市建設委員会に付託されました議案6件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第106号「令和3年度流山市水道事業会計補正予算(第2号)」について報告します。

本案は、水道事業費用において、営業費用の固定資産除却費を増額するもので、既決予定額に3,386万9千円を増額し、総額を35億4,179万8千円とする内容です。水道事業収益においては、前述の固定資産除却費の増額に伴い、営業外収益のその他雑収益を増額するもので、既決予定額に1,768万6千円を増額し、総額を43億8,960万9千円とするものです。資本的支出においては、建設改良費及びつくばエクスプレス沿線整備事業費の工事請負費を増額するもので、既決予定額に5,261万8千円を増額し、総額を29億1,738万3千円とするものです。資本的収入においては、前述のつくばエクスプレス沿線整備事業費等を追加したことに伴い、工事負担金を増額するもので、既決予定額に5,784万3千円を増額し、総額を1億8,206万2千円とするものです。

審査の過程における討論として、

### 1 反対の立場で討論する。

資本的収支において、工事請負費は既成市街地の配水管改良そしてつくばエクスプレス沿線整備事業費が追加されている。わが党は、つくばエクスプレス沿線整備にともなう水道拡張計画は過大な投資を必要とし、多額の借金で将来世代にも負担を負わせるものと指摘をし、根本的見直しを求めてきた。今回の補正予算については、運動公園地区の水道計画を進めるものであり、今からでも計画の見直しが必要と考える。

### 2 賛成の立場で討論する。

今回の補正予算は県からの依頼や下水道工事が早めに終了したことによるものであるため。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定し

ました。

次に、議案第111号「松戸市ほか5市消防指令事務協議会の廃止に関する協議について」について報告します。

本案は、同協議会を廃止することについて、関係地方公共団体と協議するに当たり、同議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第107号「流山市開発事業の許可基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律による都市計画法の改正及びこれに伴う都市計画法施行令の改正に基づき、市街化調整区域内において例外的に開発行為等を可能とする条例で定める区域から災害ハザードエリアを原則として除くものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第108号「流山市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、市道における交通安全施設に自動運行補助施設を追加するとともに、歩行者利便増進道路の構造の技術的基準を新設するものです。

審査の過程における討論として、

1 反対の立場から討論する。

歩行者利便増進道路制度は、大手不動産会社など大規模開発事業を進める特定事業者により、公共的空間である道路の占有を最長20年もの期間認めることになり、住民の意向を無視した再開発事業に利活用されかねない。今般の法案では、道路管理者の判断によっては、地域外からの公募を可能とし、占有期間も最長20年まで認めるとしている。多額の初期投資が回収できるよう、大規模再開発などを担うまちづくり団体や開発事業者の要望に応えたものにほかならない。法案には、住民との協議、調整を円滑に進める仕組みがなく、これでは、住民の意向を無視した開発も可能となる。

また、自動運行について、道の駅などを中心とした限定的な利用から、一般道、高速道路での利用を視野に磁気マーカなどの自動運行補助施設が位置づけられた。自動運行は、事故防止のための補助的な機能など、

期待される側面もあると考えるが、それ以上に安全対策や事故トラブルの際の責任の所在など課題は多く、インフラ整備ありきで、先を急ぐべきではないと考える。

2 賛成の立場で討論する。

今回の件は、国の上位法の改正によるものであり、今後、必要となった時の市内のまちづくりに大きく貢献するものと考えている。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第109号「市道路線の認定について」及び議案第110号「市道路線の廃止について」については、関連がありますことから、一括して審査しました。

議案第109号「市道路線の認定について」については、区画整理事業によるもの41路線、千葉県道路事業によるもの12路線、民間開発によるもの14路線、おおぐろの森小学校整備事業によるもの1路線の計68路線を市道として認定し、適切な維持管理のもと、市民の利便の向上に資するものです。

また、議案第110号「市道路線の廃止について」については、区画整理事業によるもの35路線、都市計画道路新川南流山線整備事業によるもの6路線、民間開発によるもの17路線の計58路線を廃止するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、議案第109号及び議案第110号については、両案とも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上